

# 多文化主義への政治学的アプローチ

加藤 普 章

## 一 はじめに—政治学と民族・人種問題

「政治学の民族・人種問題への無関心」

政治学において、多文化主義をどのように位置づけたら良いのであろうか。社会学や教育学においては多文化主義に関する研究実績も多く、それなりの方法論や分析枠組みが設定されているように思われる。<sup>(1)</sup>しかし、政治学からこのテーマへのアプローチは比較的最近のもので、具体的な方法論などがきちんと論じられていないようである。そこで本論では個人、集団、社会、政策といったレベルにそれぞれ分けて、政治学から多文化主義への分析方法を検討することにしたい。もちろん、これまでに確定した方法論があるわけではないので、基本的な事柄を検討するのが重要な目的である。

さてこの論文のイントロダクションとして、政治学が民族・人種問題に対してどのようにアプローチしてきたのか、紹介してみたい。まず第一の特徴は、近代ヨーロッパを舞台として形成されてきた政治学は、個人と集団をどちらかと言えば対立するものととらえ、個人の権利や平等な社会参加を重視してきた。ここでいう集団には君主、封建的支配層、

キリスト教指導層などを意味する。近代政治思想の骨格は、これらの特権的な集団の排他的な権利を解体し、ミドル・クラスの市民層（ブルジョワジー）や市民へ、政治参加の道を拡大していくプロセスと言えるだろう。別の表現をすれば、近代ヨーロッパの民主化にとって集団は取り除かれるべき障害ではあっても、歓迎されるべき仲間ではなかったのである。

もちろん、産業化の進展とともに、階層・階級格差が顕著になってくるので、いわば「弱者」としての労働者をどのように保護・救済するのか、という点では新たな集団的権利の認知が行われた。しかし、これは社会・経済的な格差を是正しようとする社会主義政党や労働組合などにより、イデオロギーや政治的理念に基づいて進められたもので、先天的・遺伝的な特質に基づく「民族・人種的な集団」の権利とはまったく異なることに注意したい。

第二の特徴は、近代国家が強い国家を志向する傾向を持ち、「同質的」な文化や社会を作り上げようとしてきたことである。これは単に国家がナショナリズムを鼓舞したり、推進するだけでなく、言語、教育、芸術、体育、娯楽、通信、交通手段など多方面にわたり統一的な「国民文化」を創出しようとしてきたことからわかる。なぜ、近代国家は同質的な国民文化を作り出そうとしたのだろうか。それは、国内的にも対外的にも「強い国家」でなければ他の国との競争に敗北せざるを得ないし、場合によっては、独立という安全保障面でも危機的な状況が生まれる可能性が高かったからである。こうした環境において、民族・人種の多様性を認めることは容易ではない。かりにこれを認めれば、多言語、多宗教、多文化というように強い国民国家に反するマイナスの要因しか出てこないことになる。したがって、政治的には「中央集権」的な国家体制、文化的には同質的な「国民文化の創出」ということが同時平行的に推進されたと言えるだろう。

第三の特徴は、「民族・人種問題」が持つマイナスのイメージである。つまり、近代的な社会が形成されれば、「民

族・人種問題」という遅れた問題は必然的に解消される、という楽観的な前提が政治学に存在していたと言えよう。つまり、民族・人種問題は特殊な事例であり、これは近代化や民主化が進展すれば、普遍的な価値体系のなかで自然と消滅すると想定していたのである。戦後のアメリカ政治学で流行した「近代化理論」などはこの代表例であろう。<sup>(2)</sup> また社会主義体制をとった中国や旧ソ連では、民族・人種問題はいわば体制の「タブー」であり、社会主義に反する反動的で時代遅れのものという位置づけが徹底して行われた。したがって、社会主義国家で多文化主義や民族・人種問題を語る、というのはイデオロギー的にもあまり歓迎されるべき事柄ではなかったのである。

### 「政治学と他の専門分野」

ここから最小限ではあるが指摘できることは、政治学は影響力や発言力をあまり持たない行為体には必ずしも十分な関心を払ってこなかったという傾向である。たとえば、政治過程の研究においては、当然、影響力を行使できるものが分析の対象になるのであって、政治過程において発言力の弱いものは対象とはなりにくい。このため、マイノリティの集団、女性、障害者、若者といった公式のチャンネルに関与していない人々はいくら発言しても、それは「非公式の発言」にとどまり、きちんと対応されるという保証はなかったと言えるだろう。政治学者は当然、この影響力を「行使しうる人々」と「行使できない人々」のあいだのギャップを理解してきていた。しかし、学問的に影響力を「行使できない人々」の声を「公式チャンネル」で認知できない以上、これを結果として無視せざるを得ない、という制約をかかえていた。

こうした傾向を見れば、率直なところ、政治学は発言力を持たない人々の主張にあまり敏感でなかったといえるだろう。たとえば、政治学は社会的な紛争や対立にも関心を寄せるが、民族・人種問題、多文化主義、あるいは外国人労働

者などの新しい問題には、十分な分析枠組みを提供することができなかったのである。むしろ「政治権力」「国民国家」そして「政治的イデオロギー」という数世紀にわたり、継続してきた事柄が重要であり、最近の変化には柔軟に対応できなかつたと言えよう。かりに対応できたとすれば、それは社会学や文化人類学であり、政治学ではなかつたのである。<sup>(3)</sup>

### 「政治学の変化」

もちろん、政治学がこれまで「同質的な国民国家」というフィクションにすべてとらわれていたわけではない。政治学における「知的変革」は、二つの方向からやってきた。ひとつはヨーロッパの小国研究やカナダ政治の分析を進めていた研究者たちが、多元的な社会、多党制、連立政権といった連続した特徴を見出し、英米型の「同質的な文化」<sup>(2)</sup> 大政党制<sup>(1)</sup> 安定した政治」を修正する試みを開始したことであつた。この試みの代表的研究者がA・レイプハルトであり、かれのオランダ政治とそれに続く比較研究がいわば分水嶺となる。时期的に言えば、一九六〇年代後半から一九七〇年代前半にこうした知的変革がやってきたといえよう。かれは多元社会における民主的政治の運用に関心をもち、いわゆる「多極共存型モデル」(コンソシエーション・モデル)を導入し、オランダのみならず、他の先進国や発展途上国にも応用した。いわば、アングロ・アメリカン(英米型)民主主義理論とは異なる別のモデルを提示した点で画期的な意味を持つたろう。<sup>(4)</sup> ただし、かれとほぼ同じ時期にもこれに関心をもっていた政治学者もおり、これはレイプハルト教授だけの「専売特許」というわけではない。カナダのK・D・マクレイやB・バリーなどもこうした点での理論化を進めていたことを強調しておこう。<sup>(5)</sup>

もうひとつの変革は、アメリカ国内の黒人公民権運動から起こってきた。それまで、民主主義理論の「模範的実験場」であると思われていたアメリカ国内において、皮肉なことに、黒人の政治参加・社会参加が著しく制約を受けてい

たことを改めて認識した点にある。こうした弊害を改善すべくさまざまな運動や政策が一九五〇年代後半から一九六〇年代にかけて展開された。現在では政治面だけでなく、文化や社会の面を含めて、きわめて多角的な試みが行われている。したがって、アメリカ政治学において、アフリカ系アメリカ人を中心として、エスニシティの研究を行うことが、今では重要なテーマとして位置づけられる程に変化したと言えるだろう。

## 二 多文化主義と三つの挑戦

「エスニシティから多文化主義へ」

エスニシティの政治学への登場は、階級とは異なる要素が政治を左右させることを改めて再認識した意義がある。したがって階級的利害とは別の紛争要因として、エスニシティが分析の対象になったのである。ただし、エスニシティが単なる政治紛争の原因のひとつにとどまっていれば、さほど大きな「知的変革」にまではつながらなかったと思われる。つまり、単なる紛争の要素のひとつではなく、「個人―集団―社会―国家」という連続した重要な課題と結びついてきたからである。レイプハルトによる多極共存型モデルは、集団を政治統合の基礎的単位と位置づけ、さらに民主主義との関連で考案されたものである。かれのオランダ政治の事例で言えば、宗教上の三つの集団（カトリック、プロテスタント、世俗・無宗教）が独自の社会制度を保持しつつ、全体としては安定した民主政治が維持されているメカニズムを説明するものが多極共存型モデルである。個人ではなく、集団の共存こそがオランダ政治のユニークな特質を説明できるものとした。

このモデルによれば、集団が独自の社会を保持していても、中央レベルではエリート間協力、資源や予算の合理的な配分原理（比例代表制）、多数決原理の否定と少数派への拒否権の認定などにより安定した政治が実現する。また地方

分権や連邦制度を採用することで集団ごとの独自性が制度的にも保証されることになる。さらに妥協と協調を尊重するような政治文化があれば、多極共存型政治が実現しやすいとされる。こうして比較政治学の分野では、このモデルや考え方が有力なものとして最近では定着してきたと言えよう。

それでは多文化主義はどうであろうか。梶田孝道の定義によれば、多文化主義は「一つの社会の内部において複数の文化の共存を是とし、文化の共存がもたらすプラス面を積極的に評価しようとする主張ないしは運動<sup>(6)</sup>」となる。ここでは複数の価値体系や文化が「平和共存」することが重要である。また主張や運動は、政府の立場とは本来は無関係なものであるが、必要があれば公的に認知したり、政策を導入することも可能である。

多極共存型モデルはオランダやマレーシアのように、特定の集団の存在が明白なところではもっとも有効であろう。他方、多文化主義は先住民や移民・難民といった集団を抱える国（アメリカ、カナダ、オーストラリアなど）、また歴史的には移民受け入れ国ではないが、政策として外国人労働者を導入した国（ドイツ）、そして自国の旧植民地からの人々の流入を避けられない国（イギリスやフランスなど）において検討されるべき理念や政策であろう。近年ではイタリア、スウェーデン、オランダなども外国人労働者や移民を受け入れるようになっており、先進国ではもはや避けることができない課題となっている。日本においてもほぼ同じような状況と言えるだろう。<sup>(7)</sup>

先進国における多文化主義の「普遍化」という変化を受けて、すでにユネスコ、EU、OECDなどの支援を受け「メトロポリス」という大規模な国際共同研究が進められている。一九九六年のミラノに始まり、一九九七年にはコペンハーゲン、一九九八年はイスラエル、一九九九年はアメリカのワシントンDC、そして二〇〇〇年にはカナダのバンクーバーで会議が開催されている。もちろん「メトロポリス」プロジェクトの研究課題は多文化主義そのものではないが、関連したテーマのひとつであることは言うまでもないだろう。<sup>(8)</sup>

こうして最近の流れを検討すると、エスニシティの問題は限定された特殊な問題ではなく、先進国にほぼ共通するよ  
うなものとなってきている。したがって「エスニシティ」、「多極共存型モデル」、「多文化主義」を（概念的には）区分  
しつつ、同時に連続した政治学の課題として位置づけることが必要になってきている。たとえば、カナダでは憲法改正  
の動きや政党の再編成などもあり、複雑な特徴を備えるようになってきた。それはイギリス系カナダとフランス系カナ  
ダの共存を目指す試み（多極共存型モデル）と人種・民族構成の多様化を受けて展開される試み（多文化主義）という  
本来は異なるふたつのモデルが同時に見られることである。

### 「三つの挑戦」

多文化主義は、政治学にとり重要なテーマのひとつになってきたと思われる。それはおもにつきの三つの理由による。  
いわば多文化主義が政治学に投げかける三つの挑戦と考えてみたい。

第一の挑戦は、多文化主義が「同質的な国民国家」という前提に対して投げかける疑問である。われわれは、グロー  
バリゼーションが進展することによって、金融や物的な面（カネとモノ）において相互依存が進むと考えてきた。しか  
し、現状をみれば、カネとモノだけでなく、人間の移動や文化、あるいは情報自体も相当なレベルで相互に浸透しつ  
つある。インターネットなどのテクノロジーの進化や交通・通信手段の高速化と低コスト化には著しいものがあるため  
である。

これは政治学にとって重要な課題を投げかけることを意味する。つまり従来まで、国家は同じ文化、同じ価値規範、  
同じ言語、同じ行動様式を持つ人々（国籍をもつ市民としておこう）により構成されるものと想定してきた。したがっ  
て、異なる言語や文化体系をもつ人々、たとえば外国人労働者や移民が入ってくれば、その人々を例外的な存在として

排除する方向で対応してきた。しかし、暫定的な排除という論理だけではもはや不適切になりつつある。このため、西側先進国では定住外国人への地方レベルの選挙権付与、多言語・多文化教育、国籍概念の再検討などさまざまな対応策をとりつつある。いいかえれば「国民」という概念に、異質な文化や言語を持つ人々が少しずつではあるが加わってきており、統治機構のレベルにおいても、修正や方針の変更が次第に求められている。これは異質な人々を単に排除するだけではなく、どのように統合し、開かれた社会にしていくのか、いわば政治システムの「性能テスト」とでも言うべき課題である。

第二の挑戦は、政治学が国家レベルでのイデオロギーや制度を論じるだけでなく、多文化主義を通して、社会生活のレベルでの「民主化」を論じなければならない、という新たな課題の出現である。一九八〇年代後半から一九九〇年代前半にかけてのソ連・東欧諸国の解体・分裂は確かに、資本主義と社会主義という国家レベルでのイデオロギーや権力の対立を相対的に低下させた。しかし、先進国における無党派層の増大やいわゆる「ポスト・マテリアリズム」と呼ばれる新しい価値観を志向する有権者の出現、福祉政策の充実、女性の社会・政治参加への要求、そしてマイノリティ集団の文化的・社会的要求など多くの課題が出されるようになってきた。筆者はこれを「社会生活のレベルにおける民主化」と呼んでいる。普通なら民主化が成功すれば（不満や要求が充足されること<sup>9</sup>）社会が安定し、政治の役割が相対的に低下すると思われる。しかし、「社会生活のレベルにおける民主化」という仮説は、民主化が進めば進むほど、逆に社会の構成員からより多くの要求が出されやすい、というパラドキシカルな状況を意味する。社会の構成が多様化し、かつその多くの構成員が要求を（民主化が進展しているおかげで）政治過程に反映させやすいからである。また、既存の政党制度は資本か労働か、という伝統的なイデオロギーにそった形で形成されてきているので、これらの新しい要求を的確に反映させる機能を十分に果たしているとはいいがたい。このため、政治意識のレベルでの「ポスト・マテリア



リズム」の出現、政党レベルでの機能不全、そして政策レベルでの「社会生活のレベルにおける民主化」が、同時平行的に進んできている。したがって、政治学はこの新しい構図に取り組むことが必要なのである。イデオロギーの終焉は、国家や政治学の「終焉」をもたらしたのではなく、別の新しい争点へわれわれを向かわせる契機を提供してくれたのである。

第三の課題は、多文化主義の研究がきわめて複雑でわかりにくい、という方法論上の挑戦である。多文化主義に賛成であれ、反対であれ、実は多文化主義を具体的に論じたり、分析することがむづかしい。何をどのように考えるか、という学問的にみて基本的な課題をわれわれは検討しなければならない。次節以下において、第三の課題である方法論上のむづかしさを考えることにしよう。

### 三 分析の視点と五つの課題

「課題1 個人と集団の関係―文脈に応じて!」

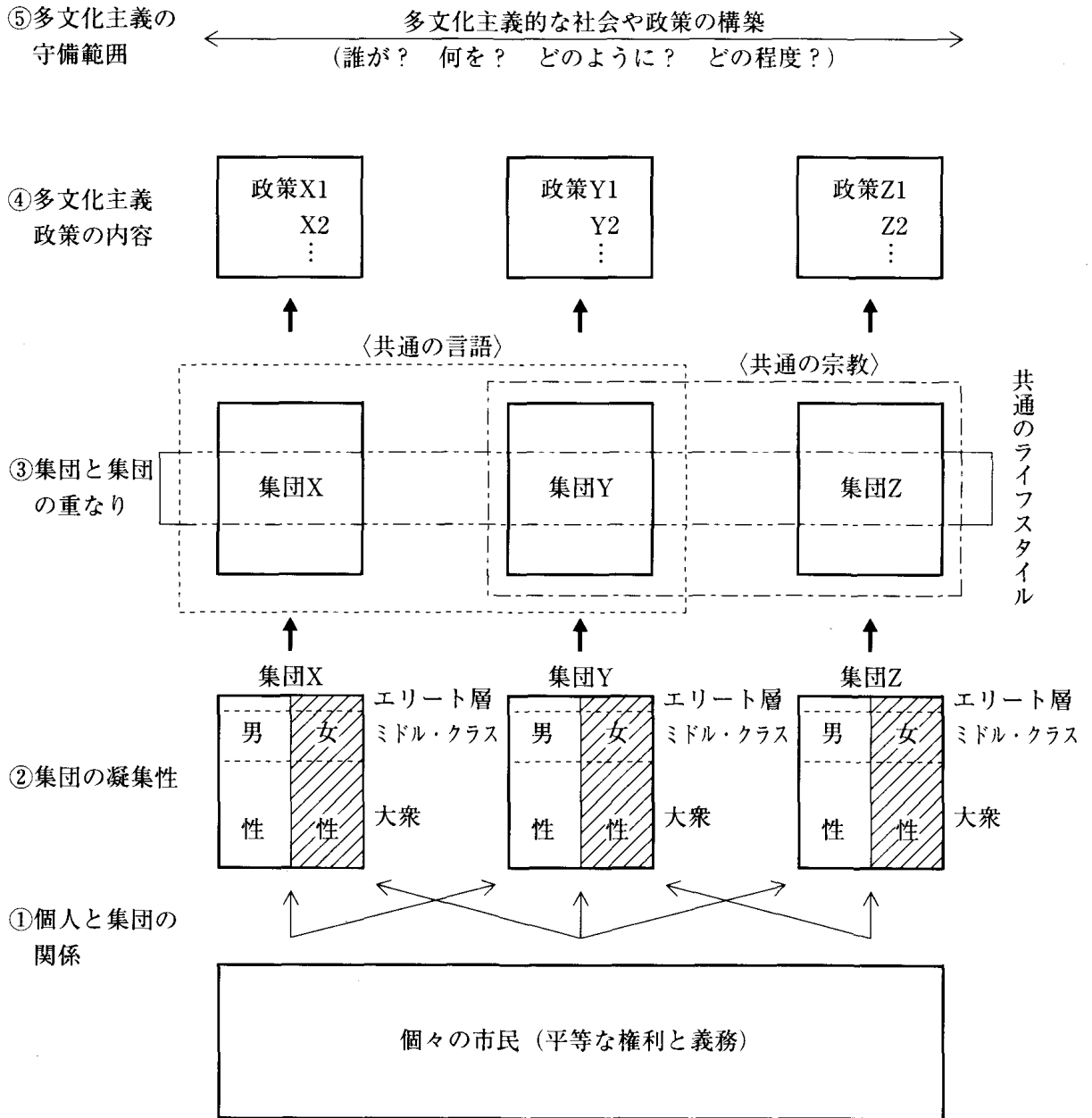
多文化主義を論じる上で、重要な単位は集団であるが、実は集団と個人の関係はきわめて不確定であいまいである。したがって、第一の課題は個人がエスニックな集団に帰属し、集団の持つ価値体系や行動様式を尊重するかどうか、厳密な基準や原則がないという問題になろう。ある場合にはエスニックな集団への忠誠心を示すこともあるし、別の場合には、エスニックな文化や行動様式を拒否して、異なる決定を下すこともでてこよう。簡単な例を上げれば、人口統計上のエスニックな集団の区分が、自動的に社会的・政治的な集団の単位を形成するわけではないのである。統計上の数字と実際のエスニック集団とは相当な距離があることを理解しておこう。

たとえばカナダで行われている国勢調査では、エスニックな出自を決定するのは、各自の「主観的判断」によるもの

であって、「科学的・客観的な基準」にそって回答しているわけではない。ちなみに一八七一年から一〇年おきに実施されてきた国勢調査において、一九八一年までは父方のエスニックな出自を基準としていたが、これでは不適切という批判のため、一九八六年以降（国勢調査から五年経過してから小規模な調査を実施している）は複数の出自を「自己判断」で回答するように変更された<sup>(10)</sup>。父方と母方の出自が異なる場合を考えてみよう。たとえば、両親がスペイン系とドイツ系であれば、その子供はどちらと答えるべきであろうか。もちろん、これは回答者の主観に委ねられているので、スペイン系でもドイツ系でも、どちらかひとつをとることが可能である。場合によっては次回の国勢調査の際には、前回と別の回答をすることも可能である。したがって、われわれがいろいろな議論の前提としているエスニックな集団の数や比率もある程度「相対的なもの」と規定せざるをえないのである。国勢調査の数字ですらこのように、絶対的なものではないので、多文化主義を論じる際の「エスニシティ」とか民族的な特質といった事柄も相対的に見る必要がある<sup>(11)</sup>のである。

社会学における議論を紹介すれば、この場合、ふたつの対照的な区分方法が指摘されている<sup>(12)</sup>。ひとつは「エスニシティ」は遺伝的に決定されているので、ほぼ自動的に民族・人種的な出自、あるいは生物学的な出自を規定すれば、その人物のエスニシティや行動様式を決定できる、という考え方である。もうひとつの考え方は、より機能的な判断基準による。つまり、その人物が特定のエスニック集団に帰属したり、仲間意識を表明することで何らかの利益を得ることができるのであれば、はじめてそれをはっきりとさせる、という立場である。いわば機能や役割に応じて、エスニックなアイデンティティを選択したり、回避したりするという議論である。このような対立する区分方法があるとすれば、どのようにわれわれは対応したらよいのだろうか。『エスニック・ポリテックス』の著者であるミルトン・エスマンによれば、これは文脈に応じて決定されるという立場を示しており、<sup>(12)</sup>筆者もこれが現実的な判断と考えている。いわば厳密

図1 多文化主義への政治学的アプローチ：5つの課題



出典：筆者作成

な基準があるわけではないので、ふたつの区分方法を手がかりにして、適切な判断をすることができよう。

ところで遺伝的な出自がその人物のアイデンティティをかなり左右する、という点を確認しておこう。たとえば、ある人物が主観的、文化的には白人と違っていても、遺伝的に親から引き継いだ肌の色や髪の色といった外見によって、その人物のエスニック・アイデンティティが、アジア系とかアフリカ系というように「他律的に決定される」ことが多からのである。さらにその人物が習得した言語やアクセントが（よほどの多言語習得の才能に恵まれない限り）、その人物のエスニックな集団への帰属を左右しやすいとも言えるだろう。もちろん、遺伝的な特質がすべてではない。しかし、肌の色や髪の色は収入や学歴水準に応じて、取り替えられるというものではない。したがって生物学的な要素が相応な程度、その人物のエスニック・アイデンティティを決定しようと考えるのが妥当であろう。こうして、多文化主義の基礎となる個人のエスニック・アイデンティティの決定は、きわめて「微妙なもの」であり、一律に考えることはできないのである。

### 「課題2 エスニック集団の凝集性」

第二の課題は、共通の価値体系、言語、そしてシンボルをもつエスニック集団が存在するとしても、それが必ずしも共通の利害やイデオロギーをもつものではない、という点である。つまり「集団を確定する」という作業をおこなっても、それが同時に「集団の利害」を確定したことにはつながらない点を十分に認識しなければならぬ。たとえば、マレーシアではふたつ集団によるいわば分業体制が指摘されている。つまりマレー系による政治・行政支配、中国系による経済支配ということであるが、実は支配的なエリート層という点では必ずしもふたつが対立するわけではない。むしろ非エリート層をうまく統治するという側面では共通の利害を持ちうる。逆に見れば、マレー系と中国系という「エス

ニックな対立」の視点だけでマレーシアを規定することは、複雑な問題を過度に単純化する危険性があると言えよう。<sup>(13)</sup>  
同じようなことがビルマのカレン族を研究する田村克己によって指摘されている。少し長いが引用しておこう。<sup>(14)</sup>

カレン族にくくられる民族のカテゴリーには、いくつもの言語集団に分かれるカレン語を話す人びとが含まれる。生態的・文化的にも平地の水稻耕作を営む仏教徒から山地の焼畑耕作の「アミニスト」——その一部はキリスト教化している——まで多様である。彼らにとって社会経済的に重要なのは、村または複数の村々を含む限られた地域社会であり、彼らのアイデンティティも基本的にそうしたところにもたれる。カレン族としてのアイデンティティは、近代以降の政治的な脈絡において——あるいは人類学や歴史学の脈絡の上で——外から与えられたものといっても過言ではない。それゆえ、ビルマとタイにまたがるカレン族が一つの民族集団として存在することはなく、カレン族民族主義者によって語られる「カレン族」は「想像の共同体」でしかないともいえよう。

また、スリランカにおいてフィールドワークを続ける足羽與志子によれば、同様のことがこの国にもあてはまる。<sup>(15)</sup>

しかし、表面的には「民族」という最大の単位で統一されたように見えても、人びとが日常生活で出会うさまざまな差異の解消や問題の解決にはならない。かえって実体の伴わない統一感は、解消されないうままに残るその他の差異を徐々に際立たせることになり、さらにまた集団内にまた別の差異意識を生み、価値の混乱と集団内の亀裂を招くこともある。

こうした研究者たちの主張を展開させれば、エスニック集団をまとまりのある利害集団として位置づけにくい、という結論になる。さらにエスニック集団に「凝集性」や「共通の利害」がない以上、集団を基礎とする多文化主義や多文化主義的な政策を行うことはあまり意味がない、という否定的な評価にたどりつくだろう。これは確かに重要な指摘であり、批判でもある。

それではなぜ多文化主義的な理念や政策が、東南アジアや南アジアの国々ではなく、アメリカ、カナダ、オーストラリアといった西側先進国で多く論じられるのだろうか。これは逆説的だが、母国を離れ、いわば人工的な移民国家へ移動することで、エスニックな価値体系、固有の言語や文化習慣が浮き彫りになりやすい、ということであろう。たとえば、われわれ「日本人」が日本にいる場合、おそらく「日本人性」をさほど意識することがないだろう。しかし、ひとたび海外へ出ると、日本の文化や言語を急速に意識したり、あるいはそれを自己主張のポイントにすることが多いのではないだろうか。たとえば（日本では通常着ることのない）和服を着たり、折り紙を教えたり、生け花を飾ったりといったことである。ここには、母国の文化や環境から切り離されることで、人々は反対にそれを強調するというメカニズムが出てくると思われる。

さらに移民やエスニック集団が異なる言語や文化のなかで暮せば、自分たちの言語や文化を意図的に保護しないと、消滅する危険性もある。そのため多文化主義を自己主張の根拠とし、マイノリティ集団が政治的影響力を行使することが必要となる。もちろん北米やオーストラリアのマイノリティ集団や移民集団も、それぞれが共通の利害を有する「凝集性」をもつわけではない。しかし言語や文化、あるいは共通の歴史体験を保持するという最小限の利害や共通性は出てこよう。

前に紹介したマレーシアやスリランカ、そしてビルマはいわば「ホームランド」そのものであり、複雑な歴史体験や

対外環境を考えれば、多文化主義やエスニック・アイデンティティをあえて論じることの必要性は低いだろう。

### 「課題3 集団と集団の関係」

第三の課題は、集団と集団の「境界線」は必ずしも明確ではない、ということである。場合によれば、その「境界線」が人為的に作り上げられることもある。おそらく旧ユーゴスラビアの事例は極端かもしれないが、セルビア人、クロアチア人、そしてモスLEM人というような「民族区分」は相対的なものに近い。当然、言語と宗教が三つの集団を区分する基準となるが、絶対的な区分とは考えにくい。またインドの事例が示すように、言語・人種・カースト・宗教・政治的イデオロギーとった本来はそれぞれのカテゴリーがあって、そのうちどれかが「政治的に増幅されて」民族対立、言語紛争、宗教対立、といったレベルでの紛争を呼び起こす可能性も高い。したがって、インド社会を分断する亀裂が環境や文脈に応じて、政治的に利用されることがありえよう。<sup>(16)</sup>

それでは多文化主義の展開において、この問題にどのように対応すれば良いのだろうか。文化やエスニック・アイデンティティがほかから強制されものではなく、ある意味では個人の選択にそのすべてが任せられている。したがって、多文化主義を考える場合、集団と集団が複雑に重なりあっていても、個人の判断により、そのなかから主体的に選んだ集団を基礎にすることになる。アイデンティティを選択する場合、それをひとつだけに限定する必要はないのである。ただし、これは別に多文化社会におけるエスニシティの選択に限られるわけではなく、ごく日常のレベルでわれわれが体験している行動と同じである。たとえば、われわれが組織（学校や企業）の一員であると同時に、特定の学校の卒業生であり（同窓会）、同じ出身県の友人と交流したり（県人会）、特別な趣味やボランティアの組織に加入したり（俳句の会、社会奉仕の会など）、機能が限定された組織（PTAや町内会）に参加したりすると基本的に同じ

である。カナダやアメリカのような多文化社会では、これにエスニックな組織や運動が加わっていると考えればよいだろう。したがって、多文化主義社会では、強制ではなく、主体的な選択によって集団が社会的意義をもつのであれば、一定の役割と機能を果たすと位置づけて良いだろう。

ただし、強制的に文化やエスニック・アイデンティティを強いるような社会であれば、それは民主的なものとは呼びがたいし、望ましい多文化主義社会とは言えない。あくまでも個人の自由で主体的な判断による集団への帰属ということが重要なのである。

「課題4 多文化主義政策の展開—何を追求すべきか?」

個人が主体的にエスニック・アイデンティティを選択し、その集団にある程度のまとまりがあるとしよう。ではその集団は多文化主義として何を要求するのだろうか。実際のところ、政策レベルでも政治のレベルでもこれをもっとも複雑な課題となりうる。まず政治的なレベルで考えてみよう。多文化主義を掲げた場合、多数派はすでに自分たちの文化や行動様式が主流のものとなっているので、多文化主義を認めることは、ある意味でマイノリティに対する「譲歩」であり、政治的協調のシンボルとなりうる。もちろん、多数派でも多文化主義に反対する人々は、多文化主義が不必要な譲歩であり、そうした協調を認めないであろう。また多数派が賛成にまわる場合、オーストラリアのように経済的な要因により、いわば「体質改善」のために多文化主義に転換せざるをえない事情がある<sup>(17)</sup>。また、カナダでは多文化主義を掲げた連邦自由党が、二言語政策を実施し、西部カナダのドイツ系やウクライナ系の人々の要求を満たす、といういわば政治的な妥協の産物として最初はスタートしている。ふたつの多文化主義の代表的な国をながめてみると、多文化主義はただ単なる「善意」や「利他主義」から出発しているわけではなく、より複雑な流れのなかで考えることが必要



であろう。ただし、カナダもオーストラリアも現在では多文化主義に対する国民的合意があると指摘してよいだろう。それではエスニック集団からはどのように考えたら良いのだろうか。まず社会・経済レベルでの改革や改善を求める急進派から見れば、多文化主義は表面的な解決策に過ぎず、いわば内容を伴わない「シンボル」にすぎない。集団間に存在する格差や不平等を強力な社会政策や徹底したアファーマティブ・アクションなどで改善しない限り、本来の平等や自由はもたらされないのである。他方、多文化主義にそこまでのものを求めない現実派からすれば、自分たちの言語や文化が公的に認知されることで、よりベターな環境を作り出すことが可能となる。

つぎに、実態としての多文化主義は何を意味するのであろうか。カナダの事例を見れば、当初はある意味で「エスニック集団の文化の振興」や人種差別の撤廃といった事柄がターゲットに上げられていた。しかし、その後、「非白人」のカナダ人が移民政策の変化により増大し、いわば「ビジブル・マイノリティ」の問題が一九七〇年代以降、重要となってきた。このため、多文化主義も「文化政策」から社会・経済的格差を是正する「社会政策」であることが望まれてきた。

確かに多文化主義政策がカナダにおいても、社会政策に進むことは理解できる。ただし重要なことは、集団間や個人間の社会・経済的な格差を是正することは、本来困難な課題であり、多方面にわたる政策と連動させないかぎり、あまり効果をもちにくい点である。たとえば、初等教育、公共住宅、託児所やデイ・ケア・センター、図書館、成人むけの教育・訓練の場、アファーマティブ・アクションなど実際のところ、多くの問題と関連せざるをえないのが実情である。別の表現をすれば、多文化主義政策に問題解決のすべてを期待するのはあまり現実的とは言えないのである。

カナダにおいては、移民やエスニック集団は多くの場合、トロント、バンクーバー、モントリオールといった大都市に集中する傾向にある。そして連邦政府や州政府ではなく、行政の現場の最先端にある自治体、教育委員会や学校、福

社機関、図書館などが「多文化主義的な行政サービス」を「必要に応じて、必要なものを」提供するという構図が成立している。カナダの事例からうかがえるのは、アプリアリに多文化主義政策を抽象的に規定するのは現実的でない、ということである。したがって、多文化主義が「文化政策」で大きな効果を持つこともあるだろうし、他の政策と連携した形で「社会政策」としての意義を持つこともあり得るだろう。<sup>(18)</sup>

「課題5 集団・国家―守備範囲は？」

最後の課題は、多文化主義がカバーすべき「守備範囲」である。多文化主義に対する基本的な批判は、「すべての市民は平等」という近代国家の原則から逸脱させてしまう可能性にある。そしてこの批判を展開させれば、特定の集団だけが特定の権利をもち、例外的な措置を要求し続けるのではないか、という不安につながる。かりに多文化主義的措置が、自己閉鎖的でテリトリアルなまとまりを持てば、それが事実上の「アパルトヘイト状態」につながる可能性もある。アメリカにおける多文化主義批判の代表的論者であるアーサー・シュレージンガーの論点は、この種の「アパルトヘイト状態」が知的な討論の場である大学で起こっている、という問題点の指摘と思われる。また多文化主義が、同時に「政治的に正しいことを追求する」運動(PC)に連動しているという批判もある。これは多文化主義が単なる文化政策ではなく、「政治運動」につながっているという批判でもあろう。<sup>(19)</sup> アメリカでは個々人の平等性を尊重するという統合原理があり、このため集団の独自性を公的に認知することがむづかしい。この結果、集団やその集団が持つ文化の正統性や優位を獲得するための「政治闘争」が不可欠となってくる。カナダではすでに集団の独自性(言語、宗教、文化)を公的に認知しており、多文化主義は(アメリカと異なり)政治闘争を必要としないのである。

筆者は率直なところ、多文化主義の「守備範囲」については国ごとに異なる、という相対的な結論しか持っていない。

つまり、カナダのように基本的には英系と仏系の「二言語・二文化」という歴史の実績のうえに、先住民や移民・マイノリティ集団を「多文化主義」で取り込もうという路線には、カナダではさほど大きな反発や摩擦があるように思われない。むしろ連邦政府や政治エリートたちがそれを意識して進めているので、国民的なレベルでの「政治運動」を展開する必要はなさそうである。また、集団間の格差は顕著であるにしても、アメリカのような激しい人種・民族間の緊張や対立などあまりみられない。したがって、多文化主義を厳しい政治的レトリックや批判・反批判というスタイルで構築する必然性がなさそうである。

オーストラリアも基本的には、白人主体の文化や政治が展開されてきているので、白人多数派の賛成ないしは容認グループが多文化主義を支持しても、さほど大きなマイナスの要因がありそうには思われない。おそらくカナダ、オーストラリア、ニュージーランドといった人口規模が比較的小さい移民国家では、多文化主義を明示してもそれを展開しやすい、という有利な環境があろう。アメリカでは人口規模も大きく、民族・人種間の対立や緊張が大きなところでは、それだけ多文化主義への反発や批判が強い、と考えたらどうであろうか。

ところで、日本、フランス、ドイツ、イギリスといった国々では、また別の論議が必要であろう。これらの国は、本来、歴史的に見て移民を受け入れることに慣れていないし、受け入れる体制（たとえば国籍の付与方法など）も柔軟なものではない。ただし、イギリスやフランスはアジアやアフリカなどかつての旧植民地からの移民の流入が避けられないし、日本やドイツはその高い経済力のため、「外国人労働者」が相当に入ってきた。このため、社会的なレベルにおいても、政策のレベルにおいても、そしてエリートからの世論形成への努力というレベルにおいても、カナダやオーストラリアとは異なる対応が必要と思われる。また歴史的な環境がそれぞれ異なるので、アメリカのシュレジンガー流の反多文化主義論を、無修正のまま日本やドイツで展開してもあまり有効なものとは考えにくい。ではこうした国々で

の多文化主義の「守備範囲」は、どこからどこまでであろうか。これもおそらく「必要に応じて対応する」ということが基本であろう。

#### 四 多文化主義と政治学

政治学における多文化主義やエスニシティへの関心は最近のものである。そこで今求められるのは、伝統的な政治学研究の成果を生かしながら、新しい課題に取り組むことである。たとえば、多文化主義をめぐる「思想」や「理念の追求」、政策研究としての多文化主義の意義、そして個別の多文化主義的な政策の展開といった課題である。多文化主義の思想については、すでにチャールズ・テイラー、J・チュアリーなどカナダの学者たちによる興味深い成果がある<sup>(20)</sup>。また多元的な社会における市民権の問題については、キムリックやブルーベイカーなどによる比較研究もある<sup>(21)</sup>。

ついで、そうした新しい研究テーマを分析すると同時に、おそらくこれまで伝統的に進められてきた政策研究や行政学のレベル、あるいは隣接の学問分野との知的交流などが必要であろう。たとえば、民族・人種間の格差を是正するにはアフアーマティブ・アクションがのぞましいのか、それとも普遍的な「業績主義」が適切なのかどうか。これについての冷静な分析と評価が必要である。さらに多文化主義の核が文化にあるとすれば、多言語教育や多文化教育といったテーマについて、教育学や心理学の専門家との協力が求められるであろう<sup>(22)</sup>。多文化主義は先進国だけのものであろうか。これをアジアやアフリカなどの発展途上国に見いだすことは可能であろうか<sup>(23)</sup>。

多文化主義は、政治的な意味で賛成・反対という評価が極端に分かれるテーマである。しかし同時に多角的な分析を必要とする点で重要な課題と思われる。今後のより活発な討論と研究に期待したい。

注

- (1) 梶田孝道、「『多文化主義』をめぐる論争点」、『国際社会学のパスベクトイブ』、東京大学出版会、一九九六年、二三五—二六四頁。関根政美、『エスニシティの政治社会学』、名古屋大学出版会、一九九四年。
- (2) これについては、次の文献がよく説明している。M. J. Esman, ed., *Ethnic Conflict in the Western World*, Cornell University Press, 1977. 吉川元・加藤普章編、『マイノリティの国際政治学』、有信堂、二〇〇〇年。
- (3) この点については、民族に関する総合研究開発機構(NIRA)の共同研究のプロジェクトなどに参加し、認識した点である。特に石毛直道教授(国立民族学博物館)、梶田孝道教授、大塚和夫助教授という三名の専門家から教えていただいた。論文としてはつぎを参照。関根政美、「国民国家と多文化主義」、初瀬龍平編、『エスニシティと多文化主義』、同文館、一九九六年、四一—六六ページ。また多文化主義との関連で先住民問題を見れば、同じようなことが該当する。これは日本だけではなくアメリカやカナダでもほぼ同じ状況であった。上村英明、「国際社会と先住民民族—先住民民族とエスニシティと国際政治」、同書、二八九—三一二頁。
- (4) A・レイプハルト、内山秀夫訳、『多元社会のデモクラシー』、三一書房、一九七九年。A. Liphart, *The Politics of Accommodation: Pluralism and Democracy in the Netherlands*, University of California Press, 1968.
- (5) K. D. McRae, ed., *Consociational Democracy: Political Accommodation in Segmented Societies*, Mclelland and Stewart, 1974; B. Barry, "Review Article: Political Accommodation and Consociational Democracy," *British Journal of Political Science*, Vol. 5, 1975, pp. 477-505. 日本語による研究としては次を参照。村上真一郎、「多極共存型デモクラシー」、西川知一編、『比較政治の分析枠組』、シネルヴァ書房、一九八六年、二一九—二四二頁。辻中豊、「A・レイプハルトと多極社会のデモクラシー」、白鳥令・曾根泰教編、『現代政治の民主主義理論』、新評論、一九八四年、六〇—九〇頁。K・D・マクレイ、「民主主義的な決定作成様式の対比」、岩崎正洋、他編、『民主主義の国際比較』、一藝社、二〇〇〇年、一六一—一八九頁。
- (6) 梶田孝道、「多文化主義」、『世界民族問題事典』、平凡社、一九九五年、六五二頁。
- (7) 近藤敦、「外国人参政権と国籍」、明石書店、一九九六年。宮島喬編、『外国人市民と政治参加』、有信堂、二〇〇〇年。
- (8) メトロポリスのHPは次の通り。<http://international.metropolis.net>
- (9) R・イングルハート、村山皓・富沢克・武重雅文訳、『カルチャーシフトと政治変動』、東洋経済新報社、一九九三年。
- (10) John Kralt, "Ethnic Origins in the Canadian Census, 1871-1986," in S. S. Halli, F. Trovato, and L. Driedger, eds., *Ethnic Demography: Canadian Immigrant, Racial and Cultural Variations*, Carleton University Press, 1990, pp. 13-30.
- (11) James McKay, "An Exploratory Synthesis of Primordial and Mobilizational Approaches to Ethnic Phenomena," *Ethnic and Racial Studies*, No. 5, 1982, pp. 395-420.

- (12) Milton J. Esman, *Ethnic Politics*, Cornell University Press, 1994, p. 14.
- (13) サイド・フシン・アリ編、小野沢純・吉田典巧訳、『マレーシア…多民族社会の構造』、勁草書房、一九九四年、二〇頁。金子芳樹、『マレーシアにおける同化主義と多元主義』、『国際問題』、第四三七号、一九九六年八月、四二一―六〇頁。
- (14) 田村克己、『ビルマの民族と民族関係』、黒田悦子編著、『民族の出会いかたち』、朝日新聞社、一九九四年、一五八頁。
- (15) 足羽與志子、『スリランカのシンハラ村から』、同書、二二四頁。
- (16) 広瀬崇子、『民族の政治化…南アジアの例』、総合研究開発機構、『民族に関する基礎研究』、一九九三年、八八―一〇八頁。
- (17) 関根政美、『マルチカルチュラル・オーストラリア』、成文堂、一九九一年。
- (18) 加藤普章、『カナダにおける多文化主義行政の枠組み』、総合研究開発機構、『民族に関する基礎研究』、一九九三年、一九六―二二一頁。加藤普章、『カナダの多文化主義―都市のレベルにおける実情と特質について』、総合研究開発機構、『民族に関する基礎研究Ⅱ』、一九九六年、五七―七七頁。加藤普章、『カナダの多文化主義―歴史的要因・理念・政策』、富田広士・横手慎二編、『地域研究と現代の国家』、慶応大学出版会、一九九八年、二九―一三四頁。加藤普章、『カナダの多文化主義―言語と宗教をめぐる多元性と歴史的展開』、油井大三郎・遠藤泰生編、『多文化主義のアメリカ』、東京大学出版会、一九九九年、二二九―二五一頁。
- (19) A・シュレージンガー、都留重人監訳、『アメリカの分裂―多元社会についての所見』、岩波書店、一九九二年。上坂昇、『アメリカ的多文化主義の意味』、『国際問題』、第四三七号、一九九六年八月、一六―二八頁。今田克司、『米国における文化多元主義』、初瀬龍平編、『エスニシティと多文化主義』、一五一―一七八頁。油井大三郎・遠藤泰生編、『多文化主義のアメリカ』。
- (20) C. Taylor, *Reconciling Solitudes: Essays on Canadian Federalism and Nationalism*, McGill-Queen's University Press, 1993; James Tully, *Strange Multiplicity: Constitutionalism in an Age of Diversity*, Cambridge University Press, 1995; A. M. Melzer, et al. eds., *Multiculturalism and American Democracy*, University Press of Kansas, 1998.
- (21) W. Kymlicka, *Multicultural Citizenship: A Liberal Theory of Minority Rights*, Clarendon Press, 1995; W. R. Brubaker, ed., *Immigration and the Politics of Citizenship in Europe and North America*, University Press of America, 1989; R. Beiner, ed., *Theorizing Citizenship*, State University of New York Press, 1995; A. Cairns, et al., eds., *Citizenship, Diversity and Pluralism*, University of Toronto Press, 1999; R. Kroes, *Them & Us: Questions of Citizenship in a Globalizing World*, University of Illinois Press, 2000.
- (22) 松井清、『教育とマイノリティ』、弘文堂、一九九四年。T. J. La Bell and C. R. Ward, *Ethnic Studies and Multiculturalism*, State University of New York Press, 1996.
- (23) 都丸潤子、『発展途上国における多文化主義』、『国際協力論集』（神戸大学）、第七卷第二号、一九九九年。